

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2章 所得税法の特例</p> <p>  第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>    第1款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p>      <u>第11条の4</u> ((環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却))関係</p> <p>    (廃止)</p> <p>      <u>第13条</u> ((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))関係</p> <p>      <u>第13条の2</u> ((輸出事業用資産の割増償却))関係</p> <p>    第2款 <u>特定船舶に係る特別修繕準備金</u></p> <p>    (廃止)</p> <p>      第21条関係</p> <p>第10条の3 ((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>  (国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>10の3-3 措置法令第5条の5第3項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>第10条の4 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2章 所得税法の特例</p> <p>  第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>    第1款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p>    (新設)</p> <p>      <u>第13条</u> ((障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却))関係</p> <p>      <u>第13条の2</u> ((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))関係</p> <p>    (新設)</p> <p>      第2款 <u>準備金</u></p> <p>      <u>第20条</u> ((特定災害防止準備金))関係</p> <p>      <u>第21条</u> ((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係</p> <p>第10条の3 ((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>  (国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>10の3-3 措置法令第5条の5第3項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>第10条の4 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p>

(国庫補助金等をもって取得等した特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)

10の4-1 措置法令第5条の5の2第1項に規定する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4-6 措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の4関係において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下第10条の4関係において「国庫補助金等」という。)の交付予定金額(法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額

(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。)で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

第10条の4の2((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(国庫補助金等をもって取得等した特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)

10の4-1 措置法令第5条の5の2第1項に規定する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4-6 措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の4関係において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人が取得等をした特定事業用機械等が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該特定事業用機械等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定事業用機械等を事業の用に供した日の属する年(以下第10条の4関係において「供用年」という。)において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の4の2((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の4の2-2 個人が措置法令第5条の5の3第1項に規定する中小事業者（以下第10条の4の2関係において「中小事業者」という。）に該当するかどうかは、措置法第10条の4の2第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日並びに当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)

10の4の2-3 措置法令第5条の5の3第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,500万円以上（中小事業者にあつては1,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の4の2関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における同条第1項に規定する特定建物等（以下第10条の4の2関係において「特定建物等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした特定建物等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下第10条の4の2関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の4の2-2 個人が措置法令第5条の5の3第1項に規定する中小事業者（以下第10条の4の2関係において「中小事業者」という。）に該当するかどうかは、措置法第10条の4の2第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)

10の4の2-3 措置法令第5条の5の3第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小事業者にあつては1,000万円以上）であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の4の2関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、個人が取得等をした同条第1項に規定する特定建物等（以下第10条の4の2関係において「特定建物等」という。）が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該特定建物等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定建物等を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の4の2関係において「供用年」という。）において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付

2 供用年において、特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（特定中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の3-1 個人が措置法第10条の5の3第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等（以下第10条の5の3関係において「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の3関係において「取得等」という。）をした日及び当該特定経営力向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額）

10の5の3-9 措置法第10条の5の3第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の5の3関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（特定中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の3-1 個人が措置法第10条の5の3第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等（以下第10条の5の3関係において「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の3関係において「取得等」という。）をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額）

10の5の3-9 措置法第10条の5の3第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の5の3関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、個人が取得等をした特定経営力向上設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該特定経営力向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(2) 個人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合、令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下第10条の5の3関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

#### 第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

##### （給与等の範囲）

10の5の4-2 措置法第10条の5の4第3項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号並びに第8号及び第9号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

##### （他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで、第8号及び第9号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給

(注) 特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の3関係において「供用年」という。）において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

#### 第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

##### （給与等の範囲）

10の5の4-2 措置法第10条の5の4第3項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで並びに第9号及び第10号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

##### （他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで及び第9号から第11号までの規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下第10条の5の4関係において「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給

与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4-4 措置法第10条の5の4第3項第3号及び第5号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号並びに第8号及び第9号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

第10条の5の5((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の5-2 措置法第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下この項において「国庫補助金等」という。)の交付予定金額(法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額

与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4-4 措置法第10条の5の4第3項第3号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで並びに第9号及び第10号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

第10条の5の5((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の5-2 措置法第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、認定導入事業者が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等をされたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

第10条の5の6（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額）

10の5の6-4 措置法第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。

(1) 個人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下この項において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、情報技術事業適応設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

(注) 認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の5の6（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額）

10の5の6-4 措置法第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、同条第1項に規定する認定事業適応事業者が取得等をした情報技術事業適応設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等をされたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該情報技術事業適応設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。措置法第10条の5の6第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を計算する場合における認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が取得又は製作若しくは建設をした生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。

(注) 情報技術適応設備又は生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）において、当該情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額又は生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の6（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

10の6-3 削 除

10の6-4 削 除

（国庫補助金等をもって取得等した国内資産の取得価額）

10の6-8 個人の有する国内資産のうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものがある場合における措置法第10条の6第5項第2号イの「国内資産……で当該対象年の12月31日において有するものの取得価額」は、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定にかかわらず、その国内資産の実際の取得価額によるものとする。

第11条の2（被災代替資産等の特別償却）関係

第10条の6（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の6-3 措置法第10条の6第5項第1号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

- (1) その補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下第10条の6関係において「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額
- (2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が雇用者の人数、給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

（雇用安定助成金額の範囲）

10の6-4 措置法第10条の6第5項第1号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

（国庫補助金等をもって取得等した国内資産の取得価額）

10の6-8 個人の有する国内資産のうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものがある場合における措置法第10条の6第5項第2号イの「国内資産……で当該対象年の12月31日において有するものの取得価額」は、令第90条各号の規定にかかわらず、その国内資産の実際の取得価額によるものとする。

第11条の2（被災代替資産等の特別償却）関係



(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-8 個人が、措置法第11条の2第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第11条の3(特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 個人が措置法第11条の3第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定事業継続力強化設備等(以下第11条の3関係において「特定事業継続力強化設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設をした日及び当該特定事業継続力強化設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第11条の4(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産の取得価額要件の判定)

11の4-1 措置法令第6条の2の2第2項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-8 個人が、措置法第11条の2第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第11条の3(特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 個人が措置法第11条の3第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定事業継続力強化設備等(以下第11条の3関係において「特定事業継続力強化設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(新 設)

(新 設)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の4-2 11-1及び11-2の取扱いは、措置法第11条の4の規定を適用する場合について準用する。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項各号及び第10項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の各号の第3欄に掲げる製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項若しくは第9項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

同条第19項、第21項、第23項、第25項に規定する設備についても、同様とする。

12-2 削 除

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項各号又は第10項の一の生産等設備で、これらを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第12条第2項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定(措置法第12条第1項から第3項までの規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。

(新 設)

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項各号に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の第1号から第3号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第3項、第6項若しくは第8項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(適用対象地区が重複する場合の選択適用)

12-2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等(以下第12条関係において「工業用機械等」という。)を取得(製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。)して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

個人が同条第3項に規定する産業振興機械等(以下第12条関係において「産業振興機械等」という。)の取得等(同項に規定する取得等をいう。以下第12条関係において同じ。)をして事業の用に供した地区が、同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様である。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は同項第2号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定(措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第19項、第21項、第23項又は第25項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第12条第4項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうち、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの若しくは法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項若しくは第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条第2項各号若しくは第91条第2項、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の3第2項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項、第23項若しくは第25項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

12-5 削 除

(特別償却の対象となる資産)

12-6 措置法第12条第1項に規定する工業用機械等（以下第12条関係において「工業用機械等」という。）は、事業の用に供する生産等設備の新設又は増設に伴って取得（製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。）をしたものをいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該個人の他の工場又は作業場等から転用したものは含まれないことに留意

措置法令第6条の3第2項第1号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第14項、第16項、第18項若しくは第20項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は同項第2号の一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうち、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項若しくは第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の3第2項第1号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第14項、第16項、第18項若しくは第20項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)

12-5 工業用機械等又は産業振興機械等には、措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項又は第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。

(特別償却の対象となる資産)

12-6 工業用機械等は、事業の用に供する設備の新設又は増設に伴って取得したものであるから、当該新設又は増設に伴って取得したものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該個人の他の工場又は作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。

する。

同条第2項に規定する旅館業用建物等（以下第12条関係において「旅館業用建物等」という。）又は同条第4項に規定する産業振興機械等（以下第12条関係において「産業振興機械等」という。）についても、同様とする。

#### （新增設の範囲）

12-7 措置法第12条第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得をした工業用機械等
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得をした場合で、その取得により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの
- (3) 同項の表の各号の第2欄に掲げる区域において他の者が同表の各号の第3欄に掲げる事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等

（注） 本文の取扱いは、青色申告書を提出する個人が取得等をした建物及びその附属設備が同条第2項に規定する新設又は増設に係る同項の設備を構成する旅館業用建物等に該当するかどうか又は青色申告書を提出する個人が取得等をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物が、同条第4項に規定する新設又は増設に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等に該当するかどうかの判定について、準用する。

#### （工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義）

12-8 措置法第12条第1項の表の第2号の第4欄及び措置法令第6条の3第5項第2号の工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。

同号及び同条第7項の作業場用等の建物及びその附属設備についても、同様とする。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
  - (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- （注） 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

#### （開発研究の意義）

#### （新增設の範囲）

12-7 措置法第12条第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得をした工業用機械等
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得をした場合で、その取得により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの
- (3) 同項の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域において他の者が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等

#### （工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義）

12-8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の3第5項及び第7項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

- (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
  - (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- （注） 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

#### （開発研究の意義）

12-8の2 措置法令第6条の3第5項第1号イ(1)に規定する開発研究（以下第12条関係において「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

（専ら開発研究の用に供される器具及び備品）

12-8の3 措置法令第6条の3第5項第1号イ(1)の「専ら開発研究……の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において事業の用に供されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

（委託研究先への資産の貸与）

12-8の4 個人が、その取得をした器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人が行う開発研究の用に供したもものとして同条の規定を適用する。

（工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定）

12-9 事業の用に供されている一の建物が工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は作業場用等に供されている部分について措置法第12条第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。

- (1) 工場用又は作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとすることができる。

（特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備）

12-10 措置法第12条第1項の表の各号の第4欄に掲げる建物の附属設備及び措置法令第6条の3第5項第2号に規定する建物の附属設備はこれらの建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られ、措置法第12条第2項及び第4項に規定する建物の附属

12-8の2 措置法令第6条の3第4項第1号イに規定する開発研究（以下第12条関係において「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

（専ら開発研究の用に供される器具及び備品）

12-8の3 措置法令第6条の3第4項第1号イの「専ら開発研究……の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において事業の用に供されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

（委託研究先への資産の貸与）

12-8の4 個人が、その取得をした措置法第12条第1項の表の第1号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人が行う開発研究の用に供したもものとして同条の規定を適用する。

（工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定）

12-9 事業の用に供されている一の建物が工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は作業場用等に供されている部分について措置法第12条第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取扱う。

- (1) 工場用又は作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は作業場用等に供されているものとすることができる。

（特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備）

12-10 措置法第12条第1項の表の各号の第3欄に掲げる建物の附属設備はこれらの建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られ、同条第3項に規定する建物の附属設備は当該建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意す

設備はこれらの建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか等の判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号イ若しくは同項第2号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。

同項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項、第23項若しくは第25項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(指定事業の範囲)

12-12 個人(措置法第12条第1項の規定を適用する場合にあっては、同項の表の各号の第1欄に掲げる事業者(12-13において「認定事業者」という。)であるものに限る。)が同表の各号の第2欄に掲げる区域、同条第2項に規定する離島の地域又は同条第4項の表の各号の上欄に掲げる地区内(以下この項において「特定地域内」という。)において行う事業が同条第1項の表の各号の第3欄に掲げる事業、同条第2項に規定する旅館業又は同条第4項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下この項において「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注)1 例えば建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人(措置法第12条第1項の規定を適用する場合にあっては、認定事業者であるものに限る。)が、自己の下請業者で同項の表の各号の第2欄に掲げる区域又は同条第4項の表の各号の上欄に掲げる地区内において、同条第1項の表の各号の第3欄又は同条第4項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下この項において「製造業等」という。)を営む者に対し、その製造業等の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けて

る。

(取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか等の判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号イ若しくは同項第2号に規定する一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第1号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第14項、第16項、第18項若しくは第20項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の範囲)

12-12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区若しくは地域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区(以下12-13までにおいて「特定地域」という。)内において行う事業が同条第1項の表の各号の第2欄又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下12-14までにおいて「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注)1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである

いる場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該区域又は地区内において営む製造業等と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む製造業等の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同条第1項の表の第1号若しくは第2号の第3欄又は第4項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

12-14 11-1及び11-2の取扱いは、措置法第12条の規定を適用する場合について準用する。

第12条の2((医療用機器等の特別償却))関係

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12の2-2 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の4第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

(廃止)

(廃止)

場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第2号の第2欄に掲げる製造の事業又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

12-14 11-1及び11-2の取扱いは、措置法第12条第2項の規定を適用する場合について準用する。

第12条の2((医療用機器等の特別償却))関係

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12の2-2 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の4第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

第13条((障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却))関係

13-1 削除

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(公共職業安定所の長の証明)

13-2 措置法令第6条の5の公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。

13-3 削 除

(常時雇用する者の判定)

13-4 措置法令第6条の5第2項から第5項までに規定する常時雇用する者かどうかは、1週間の所定労働時間が20時間以上であるかどうかにより判定する。

(短時間労働者等の意義)

13-5 措置法令第6条の5第2項、第3項第1号及び第5項に規定する短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者をいい、同条第3項第3号に規定する対象障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である対象障害者をいい、同項第4号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいう。

(相続により特定機械装置を承継した者に対する取扱い)

13-6 措置法第13条第1項に規定する特定機械装置（以下第13条関係において「特定機械装置」という。）を相続（包括遺贈を含む。以下15-2までにおいて同じ。）により取得した者の同条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定機械装置を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定機械装置につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号（(年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例)）の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定機械装置に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。



(廃止)

第13条((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))関係

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

13-1 措置法第13条第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする建物附属設備に限られることに留意する。

(相続により事業再編促進機械等を承継した者に対する取扱い)

13-2 措置法第13条第1項に規定する事業再編促進機械等(以下第13条関係において「事業再編促進機械等」という。)を相続(包括遺贈を含む。以下15-2までにおいて同じ。)により取得した者の同条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者で同項に規定する認定事業再編事業者(以下第13条関係において「認定事業再編事業者」という。)に該当するものである場合には、当該相続により取得した者が当該事業再編促進機械等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該事業再編促進機械等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該事業再編促進機械等に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

(償却不足額の処理についての留意事項)

(償却不足額の処理についての留意事項)

13-7 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた特定機械装置を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

第13条の2((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))関係

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

13の2-1 措置法第13条の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする建物附属設備に限られることに留意する。

(相続により事業再編促進機械等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

13の2-2 13-6及び13-7の取扱いは、措置法第13条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出できる者」及び「青色申告書を提出する者」とあるのは「措置法第13条の2第1項に規定する認定事業再編事業者」と読み替えるものとする。

<p><u>13-3 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する認定事業再編事業者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた事業再編促進機械等を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第13条の2 ((輸出事業用資産の割増償却))関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)</u></p>	
<p><u>13の2-1 措置法第13条の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(相続により輸出事業用資産を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)</u></p>	
<p><u>13の2-2 13-2及び13-3の取扱いは、措置法第13条の2の規定を適用する場合について準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第14条 ((特定都市再生建築物の割増償却))関係</u></p>	<p>第14条 ((特定都市再生建築物の割増償却))関係</p>
<p><u>(相続により特定都市再生建築物を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)</u></p>	<p>(相続により特定都市再生建築物を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)</p>
<p><u>14-5 13-2及び13-3の取扱いは、措置法第14条の規定を適用する場合について準用する。</u></p>	<p><u>14-5 13-6及び13-7の取扱いは、措置法第14条第3項の規定を適用する場合について準用する。</u></p>
<p><u>第15条 ((倉庫用建物等の割増償却))関係</u></p>	<p>第15条 ((倉庫用建物等の割増償却))関係</p>
<p><u>(相続により倉庫用建物等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)</u></p>	<p>(相続により倉庫用建物等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)</p>
<p><u>15-2 13-2及び13-3の取扱いは、措置法第15条の規定を適用する場合について準用する。</u></p>	<p><u>15-2 13-6及び13-7の取扱いは、措置法第15条第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出できる者」及び「青色申告書を提出する者」とあるのは「青色申告書を提出できる者で措置法第15条第1項に規定する特定総合効率化計画について流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>第2款 特定船舶に係る特別修繕準備金</u></p>	<p>第2款 準備金</p>

(廃止)

(廃止)

#### 第21条関係

#### 第28条の2((中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

28の2-1 青色申告書を提出する個人が措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者(以下第28条の2関係において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をした日及び当該少額減価償却資産を業務の用に供した日の現況により判定する。ただし、その年12月31日において中小事業者に該当する個人が、その年の中小事業者に該当する期間において取得等をして業務の用に供した同条第1項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。

(一時的に貸付けの用に供した減価償却資産)

28の2-1の2 措置法令第18条の5第2項の規定の適用上、中小事業者が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が同項に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

(主要な業務として行われる貸付けの例示)

28の2-1の3 措置法規則第9条の9において読み替えて準用する規則第34条の2の規

#### 第20条((特定災害防止準備金))関係

(必要経費に算入されなかった特定災害防止準備金がある場合)

20-1 個人が特定災害防止準備金を積み立てている特定廃棄物最終処分場(措置法第20条第1項に規定する特定廃棄物最終処分場をいう。)について、既に積み立てた特定災害防止準備金のうち必要経費に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたとき」の同条第2項の規定により総収入金額に算入する金額は、必要経費の算入により積み立てられた特定災害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした維持管理積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。

#### 第21条((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係

#### 第28条の2((中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

28の2-1 青色申告書を提出する個人が措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者(以下第28条の2関係において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をした日及び業務の用に供した日の現況により判定する。ただし、その年12月31日において中小事業者に該当する個人が、その年の中小事業者に該当する期間において取得等をして業務の用に供した同条第1項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。

(新設)

(新設)

定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

(1) 同条第1項第1号に掲げる貸付け 中小事業者が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該中小事業者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為

(2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む中小事業者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小事業者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第18条の5第2項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

#### 第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

##### (用語の意義)

41-1 この第41条関係の取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 居住用家屋 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋をいう。

(2) 居住用家屋の新築等 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築等をいう。

(3) 買取再販住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得をいう。

(4) 既存住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する既存住宅の取得をいう。

(5) 増改築等 措置法第41条第1項に規定する増改築等をいう。

(6) 住宅の取得等 措置法第41条第1項に規定する住宅の取得等をいう。

(7) 住宅借入金等 措置法第41条第1項各号に掲げる借入金又は債務をいう。

(8) 敷地の取得 措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されてきた土地等の取得をいう。

(9) 認定住宅等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等をいう。

(10) 認定住宅等の新築等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築等をいう。

(11) 買取再販認定住宅等の取得 措置法第41条第10項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。

(12) 認定住宅等の新築取得等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等をいう。

(13) 認定住宅等借入金等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等借入金等をいう。

(14) 住宅の新築取得等 住宅の取得等及び認定住宅等の新築取得等をいう。

#### 第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(新 設)

15) 居住日 住宅の新築取得等をして当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供した日をいう。

16) 居住年 居住日の属する年をいう。

17) 控除適用期間 居住年以後10年間（居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年間とし、居住年が令和4年若しくは令和5年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合、居住年が令和4年から令和7年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第13項若しくは第16項の規定を適用する場合には13年間とする。）をいう。

18) 家屋の取得対価の額 住宅の新築取得等に係る家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価の額をいう。

19) 敷地の取得対価の額 敷地の取得の対価の額をいう。

20) 家屋等の取得対価の額 家屋の取得対価の額及び敷地の取得対価の額の合計額をいう。

(21) 増改築等に要した費用の額 増改築等に係る工事に要した費用の額をいう。

(居住の用に供した場合)

41-1の2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、住宅の新築取得等をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その住宅の新築取得等をした日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋（以下第41条関係において「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅（以下第41条関係において「認定住宅」という。）の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下第41条関係において「新築等」という。）又は同条第1項に規定する増改築等（以下第41条関係において「増改築等」という。）をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、住宅の新築取得等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) 災害により、その家屋が控除適用期間内に一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第32項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41-3 措置法第41条第26項及び第29項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、住宅の新築取得等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第26項及び第29項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41-4 措置法第41条第26項及び第29項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、住宅の新築取得等をした者が現に再び当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一に

41-2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) その家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後10年以内（居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年以内とし、居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第13項又は第16項の規定を適用する場合には13年以内とする。）に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第29項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41-3 措置法第41条第23項及び第26項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、新築等又は増改築等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第23項及び第26項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41-4 措置法第41条第23項及び第26項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、新築等又は増改築等をした者が現に再び当該家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住

する親族が再びその居住の用に供したときで、同条第26項及び第29項に規定する「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

#### (一定期間の意義)

41-8 措置法令第26条第9項第4号イ、第6号ロ(2)、第12項第2号イ、第13項第2号イ、第16項第5号ロ、第17項第2号ロ又は第18項第4号ロに規定する「一定期間」とは、それぞれに掲げる住宅建設の用に供する宅地の分譲に係る契約の事項、貸付けの条件又は譲渡の条件において定められている期間をいうことに留意する。

#### (家屋の床面積)

41-10 措置法令第26条第1項第1号、第30項第1号及び第35項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

#### (区分所有する部分の床面積)

41-11 措置法令第26条第1項第2号、第30項第2号及び第35項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

#### (店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41-12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号、第30項各号又は第35項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号、第30項第2号又は第35項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。

(2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

の用に供したときで、同条第23項及び第26項に規定する「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

#### (一定期間の意義)

41-8 措置法令第26条第8項第4号イ、第6号ロ(2)、第11項第2号イ、第12項第3号イ、第16項第5号ロ、第17項第2号ロ又は第18項第4号ロに規定する「一定期間」とは、それぞれに掲げる住宅建設の用に供する宅地の分譲に係る契約の事項、貸付けの条件又は譲渡の条件において定められている期間をいうことに留意する。

#### (家屋の床面積)

41-10 措置法令第26条第1項第1号及び第29項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

#### (区分所有する部分の床面積)

41-11 措置法令第26条第1項第2号及び第29項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

#### (店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41-12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第29項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第29項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。

(2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

(住宅資金の長期融資を業とする貸金業を営む法人)

41-14 措置法令第26条第8項に規定する「貸金業者で住宅の用に供する家屋の建築又は購入に必要な資金の長期の貸付けの業務を行うもの」には、専ら住宅資金の長期の貸付けを行うもののほか、貸金業者で、その業務の一部として住宅資金の長期の貸付けを行うものも含まれることに留意する。

(共済会等からの借入金)

41-15 措置法第41条第1項第4号に規定する使用者(以下この項及び41-21において「使用者」という。)の役員又は使用人をもって組織した団体で、これらの者の親睦又は福利厚生に関する事業を主として行っているもの(以下この項において「共済会等」という。)の構成員(同号に規定する「所得税法第28条第1項に規定する給与等又は同法第30条第1項に規定する退職手当等の支払を受ける個人」に限る。)が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた住宅の新築取得等(当該住宅の新築取得等とともにする敷地の取得がある場合には、当該敷地の取得を含む。)に係る借入金は、その共済会等の行う事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当するものとする。

(注) 共済会等の行う事業が、使用者の事業の一部と認められるかどうかは、所得税基本通達2-8及び2-9の取扱いによる。

(借入金等の借換えをした場合)

41-16 住宅の新築取得等(敷地の取得を含む。以下この項、41-20及び41-32において同じ。)に係る借入金又は債務(以下この項及び41-21において「当初の借入金等」という。)の金額を有している場合において、当該当初の借入金等を消滅させるために新たな借入金を有することとなるとき(以下41-19及び41-21において「借入金等の借換えをした場合」という。)は、当該新たな借入金が当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を新築等又は増改築等のための資金に充てるものとしたならば措置法第41条第1項第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、当該新たな借入金は同項第1号又は第4号に掲げる借入金に該当するものとする。

(繰上返済等をした場合)

(住宅資金の長期融資を業とする貸金業を営む法人)

41-14 措置法令第26条第7項に規定する「貸金業を行う法人(貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第329号)第1条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和58年政令第181号)第1条第4号に掲げる者に該当する法人を含む。)で住宅の用に供する家屋の建築又は購入に必要な資金の長期の貸付けの業務を行うもの」には、専ら住宅資金の長期の貸付けを行うもののほか、貸金業を営む法人で、その業務の一部として住宅資金の長期の貸付けを行うものも含まれることに留意する。

(共済会等からの借入金)

41-15 措置法第41条第1項第4号に規定する使用者(以下この項及び41-21において「使用者」という。)の役員又は使用人をもって組織した団体で、これらの者の親睦又は福利厚生に関する事業を主として行っているもの(以下この項において「共済会等」という。)の構成員(同号に規定する「所得税法第28条第1項に規定する給与等又は同法第30条第1項に規定する退職手当等の支払を受ける個人」に限る。)が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等(当該新築等とともにする措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得(以下第41条関係において「敷地の取得」という。))がある場合には、当該敷地の取得を含む。)又は増改築等に係る借入金は、その共済会等の行う事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当するものとする。

(注) 共済会等の行う事業が、使用者の事業の一部と認められるかどうかは、所得税基本通達2-8及び2-9の取扱いによる。

(借入金等の借換えをした場合)

41-16 新築等(敷地の取得を含む。以下この項、41-20及び41-32において同じ。)又は増改築等に係る借入金又は債務(以下この項及び41-21において「当初の借入金等」という。)の金額を有している場合において、当該当初の借入金等を消滅させるために新たな借入金を有することとなるとき(以下41-19及び41-21において「借入金等の借換えをした場合」という。)は、当該新たな借入金が当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を新築等又は増改築等のための資金に充てるものとしたならば措置法第41条第1項第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、当該新たな借入金は同項第1号又は第4号に掲げる借入金に該当するものとする。

(繰上返済等をした場合)



41-19 住宅借入金等、措置法第41条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特例住宅借入金等」という。）、認定住宅等借入金等、同条第13項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第16項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

（注）借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

#### （住宅の新築取得等に係る住宅借入金等の金額等）

41-20 住宅借入金等の金額は、その元本の高額をいうのであるから、利息（遅延利息を含む。）や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは含まれないことに留意する。

#### （著しく低い金利による利息である住宅借入金等）

41-21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につき次の(1)又は(2)に定める金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第36項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額
- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額（当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。）の合計額を控除した残額

（注）借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の使用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが

41-19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務（以下第41条関係において「住宅借入金等」という。）、同条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特例住宅借入金等」という。）、同条第10項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（以下第41条関係において「認定住宅借入金等」という。）、同条第13項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第16項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

（注）借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

#### （新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額等）

41-20 住宅借入金等の金額は、その元本の高額をいうのであるから、利息（遅延利息を含む。）や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは含まれないことに留意する。

#### （著しく低い金利による利息である住宅借入金等）

41-21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第30項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額
- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額（当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。）の合計額を控除した残額

（注）借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の使用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが

行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅等借入金等の金額の合計額、同条第13項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第16項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅等借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8(1)に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)の「年末残高」欄は、41-31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法令第26条第6項又は第25項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第6項に規定する「住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額」を超える場合又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が同条第25項に規定する「認定住宅等の新築取得等に係る対価の額」を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同条第6項若しくは第25項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は同条第6項若しくは第25項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額又は当該認定住宅等借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 住宅の新築取得等(増改築等を除く。以下この項及び41-26の4において同じ。)に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該住宅の新築取得等に係る家屋の取得対価の額を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 住宅の新築取得等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該住宅の新築取得等に係る家屋等の取得対価の額を超える場合 家屋等の取得対価の額

行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額、同条第13項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第16項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)の「年末残高」欄は、41-31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法令第26条第5項又は第23項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第5項に規定する「住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額」を超える場合又は認定住宅借入金等の金額の合計額が同条第23項に規定する「認定住宅の新築等に係る対価の額」を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同条第5項若しくは第23項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は同条第5項若しくは第23項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額又は当該認定住宅借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の

(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に要した費用の額を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額（以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。）を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第10項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の新築取得等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 家屋の取得の対価の額等には、その家屋（増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。）又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

#### （家屋の取得対価の額の範囲）

41-24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

(1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額

(2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第33項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額

(3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息（遅延利息を含む。）や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

#### （補助金等）

取得対価の額

(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額（以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。）を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額（以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。）を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第10項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は認定住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 家屋の取得の対価の額等には、その家屋（増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。）又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

#### （家屋の取得対価の額の範囲）

41-24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

(1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額

(2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第30項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額

(3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息（遅延利息を含む。）や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

#### （補助金等）

41-26の2 措置法第41条第20項並びに措置法令第26条第6項及び第25項に規定する補助金等（以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。）は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

- 2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。
- 3 41-24から41-26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(家屋及び土地等について補助金等の交付を受ける場合)

41-26の4 補助金等が、住宅の新築取得等又は敷地の取得に関し交付を受けるものがある場合の家屋の取得対価の額又は敷地の取得対価の額から控除されるべき補助金等の額に相当する額は、次によるものとする。

- (1) 住宅の新築取得等に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該住宅の新} \\ \text{築取得等に関} \\ \text{し専ら交付を} \\ \text{受ける補助金} \\ \text{等の額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{当該住宅の新} \\ \text{築取得等又は} \\ \text{敷地の取得に} \\ \text{関し交付を受} \\ \text{ける補助金等} \\ \text{の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}$$

- (2) 敷地の取得に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該敷地の取} \\ \text{得に関し専ら} \\ \text{交付を受ける} \\ \text{補助金等の額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{当該住宅の新} \\ \text{築取得等又は} \\ \text{敷地の取得に} \\ \text{関し交付を受} \\ \text{ける補助金等} \\ \text{の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{当該敷地の取得対価の額} \\ \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}$$

41-26の2 措置法第41条第18項並びに措置法令第26条第5項及び第23項に規定する補助金等（以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。）は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

- 2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。
- 3 41-24から41-26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(家屋及び土地等について補助金等の交付を受ける場合)

41-26の4 補助金等が、家屋の新築等又は敷地の取得に関し交付を受けるものがある場合の家屋の取得対価の額又は敷地の取得対価の額から控除されるべき補助金等の額に相当する額は、次によるものとする。

- (1) 家屋の新築等に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該家屋の新} \\ \text{築等に関し専} \\ \text{ら交付を受け} \\ \text{る補助金等の} \\ \text{額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{当該家屋の新} \\ \text{築等又は敷地} \\ \text{の取得に関し} \\ \text{交付を受ける} \\ \text{補助金等の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}$$

- (2) 敷地の取得に関し交付を受ける補助金等の額に相当する部分の額は、次の算式により計算した額に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該敷地の取} \\ \text{得に関し専ら} \\ \text{交付を受ける} \\ \text{補助金等の額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{当該家屋の新} \\ \text{築等又は敷地} \\ \text{の取得に関し} \\ \text{交付を受ける} \\ \text{補助金等の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{当該敷地の取得対価の額} \\ \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{当該家屋の取得対価の額} \\ \text{及び当該敷地の取得対価} \\ \text{の額} \end{array}}$$

(注) 当該家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るもので、家屋及びその敷地の居住の用に供する部分の割合が同じで、かつ、41-23(2)に掲げる住宅の新築取得等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等又は認定住宅等借入金等を有する場合には、当該家屋等の取得対価の額等の合計額から、交付を受ける当該補助金等の額の合計額を控除する。

(店舗併用住宅等の居住部分の判定)

41-27 自己の居住の用に供する家屋のうち居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該家屋に係る措置法令第26条第7項第1号又は第2号に規定するその居住の用に供する部分及び当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちその居住の用に供する部分は、次により判定するものとする。

(1) 当該家屋のうちその居住の用に供する部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該家屋のうちその居住の用に専ら供する部分の床面積A} \\ + \\ \text{当該家屋のうちその居住の用と居住の用以外の用とに併用する部分の床面積B} \end{array} \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{居住の用以外の用に供する部分の床面積}}$$

(2) 当該土地等のうちその居住の用に供する部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該土地等のうちその居住の用に専ら供する部分の面積} \\ + \\ \text{当該土地等のうちその居住の用と居住の用以外の用とに併用する部分の面積} \end{array} \times \frac{\text{当該家屋の床面積のうち(1)の算式により計算した面積}}{\text{当該家屋の床面積}}$$

(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)

41-29 措置法令第26条第7項の規定は、その家屋又は当該家屋の敷地の用に供される土地等のうちその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合に適用されるのであるが、41-27により計算したその者の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね90パーセント以上に相当する面積又は金額であると

(注) 当該家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るもので、家屋及びその敷地の居住の用に供する部分の割合が同じで、かつ、41-23(2)に掲げる新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等又は認定住宅借入金等を有する場合には、当該家屋等の取得対価の額等の合計額から、交付を受ける当該補助金等の額の合計額を控除する。

(店舗併用住宅等の居住部分の判定)

41-27 自己の居住の用に供する家屋のうち居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該家屋に係る措置法令第26条第6項第1号又は第2号に規定するその居住の用に供する部分及び当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちその居住の用に供する部分は、次により判定するものとする。

(1) 当該家屋のうちその居住の用に供する部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該家屋のうちその居住の用に専ら供する部分の床面積A} \\ + \\ \text{当該家屋のうちその居住の用と居住の用以外の用とに併用する部分の床面積B} \end{array} \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{居住の用以外の用に供する部分の床面積}}$$

(2) 当該土地等のうちその居住の用に供する部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。

$$\begin{array}{r} \text{当該土地等のうちその居住の用に専ら供する部分の面積} \\ + \\ \text{当該土地等のうちその居住の用と居住の用以外の用とに併用する部分の面積} \end{array} \times \frac{\text{当該家屋の床面積のうち(1)の算式により計算した面積}}{\text{当該家屋の床面積}}$$

(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)

41-29 措置法令第26条第6項の規定は、その家屋又は当該家屋の敷地の用に供される土地等のうちその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合に適用されるのであるが、41-27により計算したその者の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね90パーセント以上に相当する面積又は金額であると

きは、同項の規定にかかわらず、その家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額の一部がその者の居住の用に供する部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして措置法第41条第1項又は第6項の規定を適用することができるものとする。

**(宅地建物取引業者からの取得の日等)**

**41-29の2** 措置法第41条第20項に規定する特定増改築等（以下この項において「特定増改築等」という。）に該当するかどうかについては、次により判定することに留意する。

(1) 措置法第41条第1項に規定する個人が同項に規定する宅地建物取引業者から特定増改築等をした家屋を取得した日及び当該宅地建物取引業者が当該家屋を取得した日については、それぞれ当該家屋に係る登記事項証明書において当該家屋の取得に係る売買が行われた日として記載されている日とする。

(2) 工事に要した費用の総額及び家屋の譲渡の対価の額については、それぞれ消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた金額とする。

**(災害の意義)**

**41-29の3** 措置法第41条第32項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

**(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)**

**41-29の4** 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第32項に規定する従前家屋（41-29の6において「従前家屋」という。）に該当することに留意する。

**(災害により居住の用に供することができなくなった場合)**

**41-29の5** 措置法第41条第32項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する

**(従前家屋の登記事項証明書)**

きは、同項の規定にかかわらず、その家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額の一部がその者の居住の用に供する部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして措置法第41条第1項又は第6項の規定を適用することができるものとする。

(新 設)

**(災害の意義)**

**41-29の2** 措置法第41条第29項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

**(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)**

**41-29の3** 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第29項に規定する従前家屋（41-29の5において「従前家屋」という。）に該当することに留意する。

**(災害により居住の用に供することができなくなった場合)**

**41-29の4** 措置法第41条第29項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

**(登記事項証明書)**

**41-29の6** 措置法規則第18条の21第8項第1号りに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

**(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)**

41-30 措置法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者（措置法令第26条第10項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の22第1項第2号に掲げる債務に係る同号の資金の貸付けを行う独立行政法人勤労者退職金共済機構を含む。）が交付する借入金の年末残高等証明書を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の21第8項第1号イ(3)若しくはロ、第2号イ(3)、第3号イ(3)若しくは第4号イ(3)に規定する対価の額又は同項第4号ロ(4)若しくは第5号ロ(2)に規定する費用の額を明らかにする書類又はその写し（同項各号に規定する補助金等の額を証する書類又は住宅取得等資金の額を証する書類の写しを除く。）の添付を要しないものとする。

(注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の22第2項第2号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。

**(信託の受益者が適用を受ける場合)**

41-32 受益者等課税信託（法第13条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）の受益者が、居住用家屋又は認定住宅等で当該信託の信託財産に属するものについて住宅の新築取得等をした場合における措置法第41条の規定の適用については、次に留意する。

(1) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうちに当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条第1項に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又は同項各号に規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となつて

**41-29の5** 措置法規則第18条の21第9項第1号へに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

**(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)**

41-30 措置法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者（措置法令第26条第9項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の22第1項第1号ロ又は第2号ロ若しくはハに掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。）が交付する借入金の年末残高等証明書を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の21第9項第1号イ(3)若しくはロ、第2号イ(3)、第3号イ(3)若しくは第4号イ(3)に規定する対価の額又は同項第4号ロ(4)若しくは第5号ロ(2)に規定する費用の額を明らかにする書類又はその写し（同項各号に規定する補助金等の額を証する書類又は住宅取得等資金の額を証する書類の写しを除く。）の添付を要しないものとする。

(注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の22第2項第2号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。

**(信託の受益者が適用を受ける場合)**

41-32 受益者等課税信託（法第13条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）の受益者が、居住用家屋で当該信託の信託財産に属するものについて新築等若しくは増改築等をした場合又は認定住宅で当該信託の信託財産に属するものについて新築等をした場合における措置法第41条の規定の適用については、次に留意する。

(1) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうちに当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条第1項に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又は同項各号に規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となつて

ている各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋又は認定住宅等の住宅の新築取得等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる住宅の新築取得等があった場合において、その住宅の新築取得等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受益者となった時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第41条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第18条の21第8項及び第18条の22第2項に規定する登記事項証明書、工事の請負契約書の写しその他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 住宅の新築取得等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書の写し、請負契約書の写し、借入金の年末残高等証明書その他の書類（上記イに掲げる書類を除く。）で、信託の受託者の名義が記されているものについては、これらの書類が当該信託の受益者の住宅の新築取得等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-33 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第6項又は第10項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年（同条第6項に規定する特例適用年をいう。）又は認定住宅等特例適用年（同条第10項に規定する認定住宅等特例適用年をいう。）に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同条第6項又は第10項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の規定の適用に当たって、同条第6項又は第10項の規定を適用しな

いる各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋又は当該認定住宅が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋若しくは認定住宅の新築等又は居住用家屋の増改築等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる居住用家屋又は認定住宅の新築等があった場合において、これら家屋の新築等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受益者となった時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第41条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第18条の21第9項及び第18条の22第2項に規定する登記事項証明書、工事の請負契約書の写しその他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 新築等又は増改築等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書の写し、請負契約書の写し、借入金の年末残高等証明書その他の書類（上記イに掲げる書類を除く。）で、信託の受託者の名義が記されているものについては、これらの書類が当該信託の受益者の新築等又は増改築等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-33 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第6項又は第10項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年（同条第6項に規定する特例適用年をいう。）又は認定住宅特例適用年（同条第10項に規定する認定住宅特例適用年をいう。）に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同条第6項又は第10項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の規定の適用に当たって、同条第6項又は第10項の規定を適用しな



かった場合においても同様である。

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法令第26条の4第2項の規定は、同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の合計額、断熱改修住宅借入金等の金額の合計額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額(以下この項において「増改築等住宅借入金等の金額の合計額等」という。)が同項に規定する住宅の増改築等に要した費用の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は措置法令第26条第6項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額等となることに留意する。

- (1) 措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額(以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額
- (2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下この項において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額等」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額等
- (3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注)1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用の額等又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額等は、同条第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額

かった場合においても同様である。

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法令第26条の4第2項の規定は、同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の合計額、断熱改修住宅借入金等の金額の合計額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額(以下この項において「増改築等住宅借入金等の金額の合計額等」という。)が同項に規定する住宅の増改築等に要した費用の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は措置法令第26条第5項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額等となることに留意する。

- (1) 措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額(以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額
- (2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下この項において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額等」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額等
- (3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注)1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用の額等又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額等は、同条第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額

の合計額等の残高をいう。

- 2 増改築等の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する増改築等の額等が含まれる。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2—5 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41-1の2から41-19、41-22及び41-25から41-32の取扱いを準用する。

第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)関係

(高齢者等居住改修工事等の日等)

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。

- (1) 措置法第41条の19の3第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等の日 同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等(41の19の3-2において「対象高齢者等居住改修工事等」という。)
- (2) 措置法第41条の19の3第2項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定する対象一般断熱改修工事等(41の19の3-2において「対象一般断熱改修工事等」という。)
- (3) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象多世帯同居改修工事等の日 同項に規定する対象多世帯同居改修工事等(41の19の3-2において「対象多世帯同居改修工事等」という。)
- (4) 措置法第41条の19の3第4項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等(41の19の3-2において「対象耐久性向上改修工事等」という。)

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項から第6項までに規定する「居住用の家屋」について対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

の合計額等の残高をいう。

- 2 増改築等の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する増改築等の額等が含まれる。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2—5 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41-1から41-19、41-22及び41-25から41-32の取扱いを準用する。

第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)関係

(高齢者等居住改修工事等の日等)

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。

- (1) 措置法第41条の19の3第1項に規定する高齢者等居住改修工事等の日 同項に規定する高齢者等居住改修工事等(41の19の3-2において「対象高齢者等居住改修工事等」という。)
- (2) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定する対象一般断熱改修工事等(41の19の3-2において「対象一般断熱改修工事等」という。)
- (3) 措置法第41条の19の3第5項に規定する多世帯同居改修工事等の日 同条第12項に規定する多世帯同居改修工事等(41の19の3-2において「対象多世帯同居改修工事等」という。)
- (4) 措置法第41条の19の3第6項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等(41の19の3-2において「対象耐久性向上改修工事等」という。)

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項から第8項までに規定する「居住用の家屋」について高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の3第1項から第6項までの規定を適用しなかった場合においても同様である。

#### 第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除))関係

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用)

41の19の3-3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1の2、41-10から41-12、41-26の2、41-26の3及び41-32並びに41の3の2-1及び41の3の2-3の取扱いを準用する。

#### 第41条の19の4((認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(認定住宅等新築等特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の4-2 措置法第41条の19の4第1項に規定する認定住宅等(以下この項において「認定住宅等」という。)の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をしたことにつき、同条第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、同項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の4第1項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1の2、41-10から41-12、41-27、41-29及び41-32の取扱いを準用する。

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除

(注) 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項から第8項までの規定を適用しなかった場合においても同様である。

#### 第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除))関係

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用)

41の19の3-3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-26の2、41-26の3及び41-32並びに41の3の2-1及び41の3の2-3の取扱いを準用する。

#### 第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(認定住宅等新築等特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の4-2 措置法第41条の19の4第1項に規定する認定住宅(以下この項において「認定住宅」という。)の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をしたことにつき、同条第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、同項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の4第1項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-27、41-29及び41-32の取扱いを準用する。

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除

- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の6の規定による事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (20) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

## 附 則

### (経過の取扱い)

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」は、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）、租税特別措置法施行令等の一部

- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の6の規定による事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (20) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

(新 設)

を改正する政令（令和4年政令第148号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第32号）（以下「改正法等」という。）による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則（改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。）の規定を適用する場合には、なお従前の例による。